

Gard Alert

渤海（中華人民共和国） – 汚染物質の排出に対する罰金

こちらは、英文記事「[Bohai Sea, China – fines for discharge of pollutants](#)」（2015年11月24日付）の和訳です。



中国の渤海において、廃棄物・汚水の排出に係る中国の汚染規制に違反したかどで罰金を科される船舶が増加しています。

2015年8月、中国のメディアは「毎年28億トン以上の廃水と70万トン以上のその他の汚染物質が中国北東部の渤海に排出されており、地域生態系を脅かしている」と報じました。その中で、天津、河北省、遼寧省、山東省等で工業施設が増加しており、それに併せて渤海諸港の船舶の往来が活発化していることが海洋汚染の悪化を招いていると非難されました。また、北京の公衆環境研究センター（Institute of Public and Environmental Affairs）の代表者は「現地当局は企業による汚染物質の排出に対する監督と罰則を強化する必要がある」と述べました。

2015年11月5日、中国におけるGardのコレスポネントHuatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.より、渤海における廃棄物や汚水の排出に係る中国の汚染規制の違反したかどで中国海事安全局（Maritime Safety Administration [MSA]）から罰金を科される船舶が著しく増加しているとの報告がありました。現地MSAは潜在的違反者を監視する取り組みを強化したようであり、違反行為の程度によって、20,000人民元から200,000人民元の罰金が科されています。同コレスポネントによると、廃棄物・汚水の不法排出のほかに、適切な記録を残していなかったことに対して罰金を科されるケースもある模様です。

同コレスポネントのサーキュラー no. PNI1509 「[Administrative penalties on Vessels for Discharging Waste and Sewage in Bohai Bay, China](#)（中国、渤海における廃棄物・汚水の排出に係る船舶に対する行政上の罰則）」では、現在の状況と、船舶に適用される中国の汚染規制に関する情報が取り上げられています。要約すると下記のとおりです。

- 中国政府は、渤海を中国の内海であると宣言しています。中国領海の基線は、遼東半島南部から廟島群島を經由して山東半島北部の蓬萊まで渤海海峡を横断して引かれています。[Declaration by the Government of the People's Republic on China's Territorial Sea of 1958](#)（1958年の中国人民共和国政府による領海宣言）を参照。
- 中国の汚染規制は、廃棄物(付属書 V)および汚水(付属書 IV)の排出の受入れ基準に関しては MARPOL 条約とおおむね一致しています。このことは、領海基線から一定の距離で許容される排出（例：MARPOL 条約付属書 V では、食品廃棄物は領海基線から最低 3 海里離れた場所で排出するよう規定されている）は、宣言されている領海の境界線に従って行う必要があることを意味します。
- **渤海では廃棄物の投棄は一切禁じられており、汚水については船舶が承認（IMO）を受けた污水处理プラントを使用している場合のみ排出することができます。**しかし、同地域で海洋汚染が悪化していること、および現地当局が潜在的違反者を特定する取り組みを強化していることを踏まえると、渤海での運航中に処理済みの汚水を排出することは可能な限り避けるべきです。Gard のコレスポンデントによると、渤海の主要港には廃棄物および汚水の適切な受入施設が提供されており、これを利用すると船舶の遅延が生じることはありません。

渤海の諸港に寄港する船舶については、宣言されている中国領海の境界線を熟知し、MARPOL 条約と中国の汚染規制に準拠した適切な廃棄物・汚水の排出手順を備えておくようにしてください。また、汚染物質の投棄のすべてについて、記録日誌に正確な記録を残しておくことも重要です。

中国の汚染規制については、以下の情報も参考にしてください。

- 2015 年 6 月 2 日付 Gard News 「[China – Prevention and control of marine pollution from ships – Qianhe](#)（中華人民共和国 – 船舶による海洋汚染の防止および管理規則）（英文のみ）」
- 2015 年 6 月 1 日付 Gard Member Circular 04/2015 「[中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」](#)」
- 2011 年 11 月 9 日付 Gard Insight 「[中国における新しい汚染規制 – FAQ 第 2 弾](#)（New Pollution Regulations in China – FAQs II）」
- 2010 年 2 月 1 日付 Gard Insight 「[New Pollution Regulations in China – FAQs](#)（中国の新しい汚染規制 – FAQ 第 1 弾）（英文のみ）」

本 Alert は、Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.からの情報に基づいて作成されました。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。